

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本県は、豊かな自然の恩恵を受け、様々な農畜産物に恵まれた環境の中で、地域ごとに多様な食文化を形成してきました。

そして、健康づくりや食文化の継承を支える食育ボランティア^{※1}の活発な取組により、「食」は長野県の「健康長寿の礎」となってきました。

平成17年(2005年)に制定された食育基本法では、食育は「生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること」と位置付けられています。

その長野県の「食」を次世代へ継承するために、県では平成20年(2008年)3月に「長野県食育推進計画」(平成20年度～平成24年度)を策定し、県民一人ひとりが健全な食生活を実践するとともに、食文化を継承できるよう、家庭、学校、生産者、食育ボランティア、地域などの関係者の参画と協働のもと、幅広い食育に取り組んできました。

また、平成25年度(2013年度)には第1次計画の基本理念を引き継ぎ「長野県食育推進計画(第2次)」(平成25年度～平成29年度)を策定し、全国トップレベルの健康長寿を継承、発展していくために関係機関・団体と連携しながら食育を進めてきました。

その結果、地域では、食育活動に意欲的に取り組む食育ボランティアの数の増加、バランスのよい朝食を食べている児童・生徒の割合の増加、食塩摂取量の減少、学校給食への県産農産物利用率の増加など、目に見える成果がありました。

一方で、「食育」に関心がある若い世代の割合が低いことや、働き盛りの世代の生活習慣病予防の必要性、また、世帯構造や社会環境が変化する中で家庭や地域における「共食^{※2}」の機会の減少や、郷土食・伝統食^{※3}の継承、そして環境問題への関心の高まりとともに注目されている食品ロスの削減など、引き続き取り組むべき課題は多く、これらへの積極的な対応が求められています。

(2) 本計画の趣旨

このような状況を踏まえ、本計画では、「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」という4つの基本分野を設定し、若い世代や働き盛り世代への食育を始めとする様々な課題に対応するため、「長野県食育推進計画(第3次)」を策定し、県民の「目指すべき姿」を明らかにするとともに、食育活動を担う多様な関係者と協力し合い、計画的かつ組織的に食育活動を展開します。

※1 食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体(農村女性ネットワークなどの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等)の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

※2 共食

家族や友人や地域の人など「誰かと一緒に食べること」。食事を食べる以外にも、献立を考えたり、一緒に料理を作ることなども含まれる。

※3 郷土食・伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例) おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など

2 計画の性格

この計画は、食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画に位置付けています。

また、「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」をはじめ、「第2期信州保健医療総合計画」、「第3期長野県食と農業農村振興計画」、「第3次長野県教育振興基本計画」、「第7期長野県高齢者プラン」等と整合性を図りながら、一体的に食育を推進する計画です。

3 計画の基本方針

この計画の基本方針は、以下のとおりです。

- ・長野県の食育推進の基盤とすること
- ・国が策定している第3次食育推進基本計画の基本的な取組方針を参考とすること
- ・県民、関係機関・団体の幅広い協力を得て策定・推進すること
- ・長野県の実情に即した計画とすること
- ・具体的な指標と目標を設定すること
- ・具体的な対策を記載すること
- ・関連する他の計画との整合を図ること

4 計画の期間

平成30年度（2018年度）を初年度とし、2022年度を目標年とする5か年計画です。

5 取組及び指標

本計画で設定している「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」の4つの分野において、それぞれの「目指すべき姿」を明らかにした上で、そのために必要な「県民自らの取組」、更には県民を支えるために必要な「関係機関・団体の取組」「長野県の取組」を記載します。

分野ごとの指標の設定に当たっては、可能な限り数値化したものを用いて、計画の進捗状況が目に見えるよう工夫します。

6 計画の推進、進捗管理・評価

（1）推進体制（図1）

県民を挙げての食育推進を図るために県が設置している「信州の食を育む県民会議」においてこの計画を推進・評価するとともに、同会議の構成団体（表1）は、計画内容をそれぞれの取組に反映します。

本計画の推進を図るため、「信州の食を育む県民会議」を、年1回以上開催します。

また、「信州の食を育む県民会議」の構成団体は、食育の推進に関連のある機関や団体に向けて、本計画の趣旨を踏まえた取組が実施されるよう、様々な機会を通じて呼びかけます。

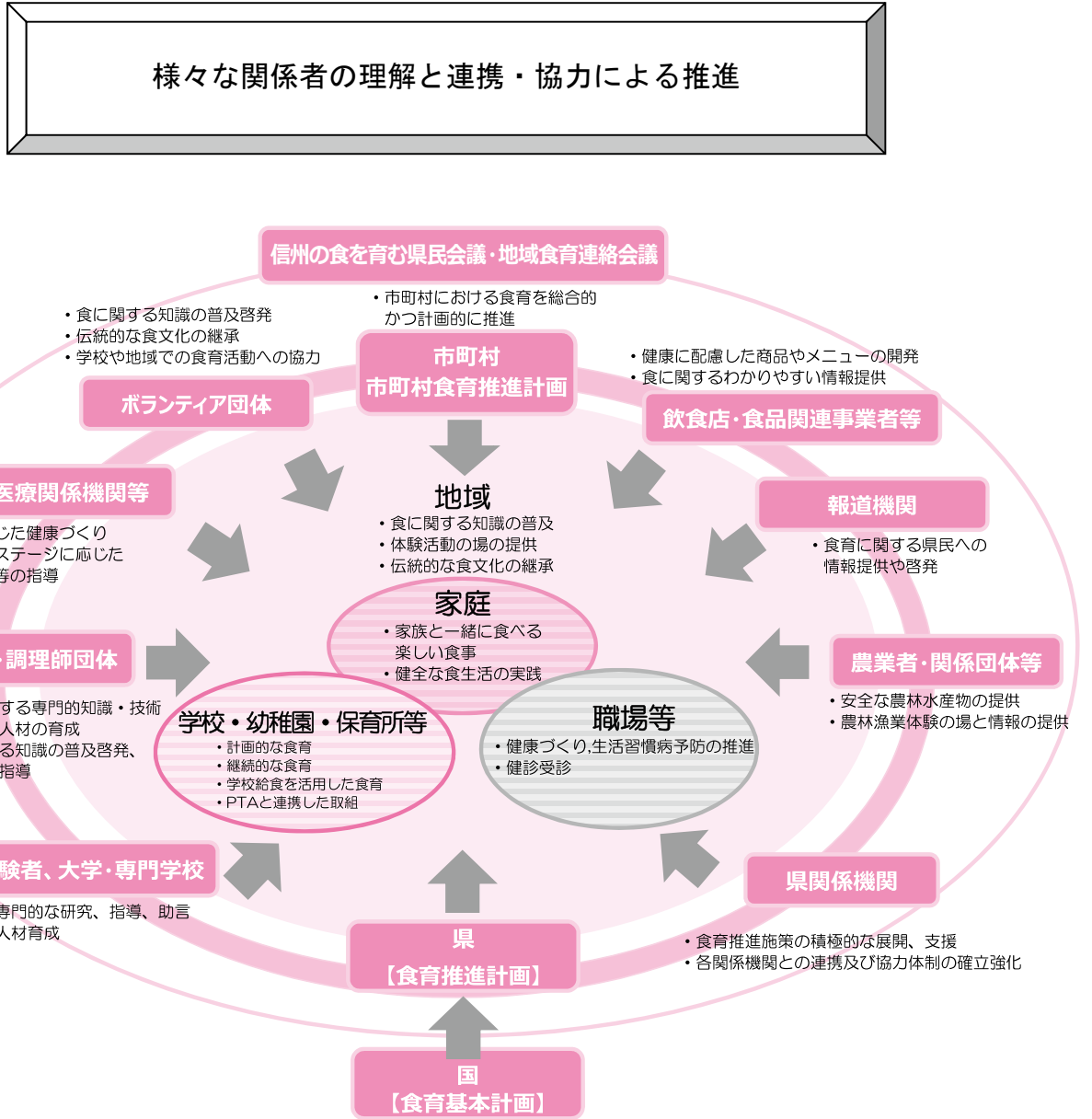
さらに、食育の推進に関係のある機関や団体が、県民の身近なところで連携して食育に取り組むため、保健福祉事務所が県内10圏域ごとに設置している「地域食育連絡会議」などを活用し、地域ごとの実情に応じた取組の実践を進めます。

【表1】 信州の食を育む県民会議構成団体名簿（平成30年3月現在）

| 区 分 | 団 体 名 |
|-----------------|--------------------------|
| 医療・保健等関係 | 一般社団法人 長野県医師会 |
| | 一般社団法人 長野県歯科医師会 |
| | 公益社団法人 長野県栄養士会 |
| | 一般社団法人 長野県調理師会 |
| | 一般社団法人 長野県食品衛生協会 |
| | 公益社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部 |
| 保育所・幼稚園・学校等関係 | 長野県小学校長会 |
| | 長野県中学校長会 |
| | 長野県高等学校長会 |
| | 一般社団法人 長野県保育連盟 |
| | 一般社団法人 長野県私立幼稚園・認定こども園協会 |
| | 長野県学校保健会 栄養教諭・学校栄養職員部会 |
| | 長野県PTA連合会 |
| 公益財団法人 長野県学校給食会 | |
| 流通・消費者関係 | 長野県生活協同組合連合会 |
| | 長野県消費者の会連絡会 |
| 農業関係 | 一般社団法人 長野県農業会議 |
| | 長野県農業協同組合中央会 |
| | 長野県農村文化協会 |
| | 関東農政局 |
| 食育ボランティア | 長野県食生活改善推進協議会 |
| | 農村女性ネットワークながの |
| | 長野県農村生活マイスター協会 |
| 市町村 | 長野県市長会 |
| | 長野県町村会 |
| | 長野県市町村教育委員会連絡協議会 |
| 有識者 | 元 長野県食育推進会議 |
| 県 | 長野県教育委員会 |
| | 長野県 |

【図1】 食育の推進体制

食育の推進体制



(2) 県民運動の推進

「信州の食を育む県民会議」の構成団体を始め、県内外の関係機関・団体は、それぞれの事業計画等に基づき、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民と共に食育を県民運動として展開していきます。

(3) 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

本計画の策定にあたって、下記の調査や統計資料を活用して実態把握を行いました。(表2) 今後もこれらの調査や統計資料の最新データ等を計画の進捗管理や評価等に活用します。

【表2】 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

| 調査・統計資料名 | 担当課等 | 備考 |
|----------------|---------------|---------|
| 県民健康・栄養調査 | 健康福祉部健康増進課 | 3年に1度実施 |
| 県民歯科保健実態調査 | 健康福祉部保健・疾病対策課 | 6年に1度実施 |
| 児童生徒の食に関する実態調査 | 教育委員会保健厚生課 | 3年に1度実施 |
| 長野県学校保健統計調査 | 〃 | 毎年 |
| 食育推進計画等に関する調査 | 農林水産省 | 毎年 |
| 国勢調査 | 総務省 | 5年に1度実施 |
| 一般廃棄物処理事業実態調査 | 環境省 | 毎年 |
| 都道府県別生命表 | 厚生労働省 | 5年毎に公表 |
| 人口動態統計 | 〃 | 毎年 |
| 全国学力・学習状況調査 | 文部科学省 | 毎年 |
| 県政モニター調査 | 長野県 | 毎年 |
| 食育関係状況調査 | 関係各課 | |

(4) 進捗管理・評価

計画の進捗状況を把握するため指標を設定し、入手できる統計資料を十分に活用して評価するとともに、必要に応じてアンケート調査等により、取組の具体的な内容を確認します。

計画に記載されているそれぞれの取組や指標及び目標についての進捗管理や評価は、原則として毎年度実施し、必要に応じて計画の修正を行います。

また、計画期間の終了に先立って、期間を通じた評価を実施し、次の計画策定に反映します。

(5) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価を「信州の食を育む県民会議」に報告するとともに、県ホームページへの掲載等を通じて県民に公表します。